

第6章 税に関するお問い合わせ先など

令和8年度の主な税の納期月など

月	市 税	国 税	県 税
4	固定資産税・都市計画税第1期 ※納税通知書は4月上旬発送		
5	軽自動車税 ※納税通知書は5月上旬発送		自動車税
6	個人の市県民税(普通徴収)第1期 ※納税通知書は6月中旬発送		
7	固定資産税・都市計画税第2期	所得税の予定納税(第1期分)	
8	個人の市県民税(普通徴収)第2期		個人の事業税(第1期)
9			
10	個人の市県民税(普通徴収)第3期		
11		所得税の予定納税(第2期分)	個人の事業税(第2期)
12	固定資産税・都市計画税第3期(28日まで)		
1	個人の市県民税(普通徴収)第4期 住宅用地の申告・償却資産の申告 共用土地にかかる分割課税の申出 給与支払報告書の提出		県民税株式等譲渡所得割 (10日まで)
2	固定資産税・都市計画税第4期		
3	個人の市県民税(普通徴収)の申告 (15日まで) 個人の事業にかかる事業所税の申告納付 (15日まで)	所得税確定申告・納付(15日まで) 贈与税申告・納付(15日まで) 消費税(個人事業者)(31日まで)	個人の事業税の申告 (15日まで) 地方消費税(個人事業者) (31日まで)
随 時	法人の市民税の申告納付 法人の事業所税の申告納付	法人税・相続税 消費税(法人)など	法人の県民税・事業税 地方消費税(法人) 不動産取得税
	個人の市県民税(特別徴収) (翌月の10日まで) 市たばこ税 (翌月の末日まで) 入 湯 税 (翌月の10日まで) 宿 泊 税 (翌月の末日まで)	源泉所得税(原則翌月の10日まで) 酒税 申告……(翌月の末日まで) 納付……(翌々月の末日まで)	県民税(利子割)(配当割) (翌月の10日まで) ゴルフ場利用税 (翌月の末日まで)

※地方消費税は県税ですが、国税である消費税とあわせて税務署および税関に申告・納付することになっています。

※納期限は、記載があるものを除き、各納期月の末日です。

※末日が閉庁日の場合は、翌開庁日が納期限となります。

MEMO

税からの
お知らせ

福岡市の予算と
市税収入

個人の市民税
(個人住民税)

法人市民税

固定資産税

都市計画税

軽自動車税

その他の市税

市税の納付
など

国税・県税

暮らしと税金

税に関する
お問い合わせ他